

KAZE Enjoy 耐久 競技規則

誓約書

全ての競技参加者とチームスタッフは、当該競技規則を把握理解し、その内容について同意し誓約したうえでエントリーしたものとする。

また、競技参加にあたり、大会中に起こった事故で人的及び物的損害を受けた場合、全て自己の責任において解決し、主催者後援団体、協力団体及びその他大会関係者には一切責任を追求しないことを誓約したものとする。

第1章 競技規則

1. 競技規則の制定

この規則は、国内におけるジェットスキースポーツの普及振興、競技の安全、公正及び秩序を保持する事を目的として、制定される。ここに定められた競技規則は、秩序ある競技の実施及びその運営に必要とされる最低限の基準を制定したものであり、競技参加者、観客その他関係者の安全の保証、物損を生じさせないことの保証を目的とするわけではない。

競技規則の変更、補足、追加及び改定は、KAZE 機関紙、カワサキモーターズジャパンホームページ等で行われる。

1-1 競技規則の運用

競技規則の運用は、次の項目とする

- ① 競技に適用する全てのルールの詳細を明記することは困難なので、主催者はレースディレクターを任命し、競技におけるルールに、実務的な適用の権限と責任を一任する。
- ② 競技において参加者 1 人 1 人に対して競技規則全ての内容が守られているか、チェックするとは限らず、オフィシャルが目視した事柄が競技規則の内容と合致していないと確認した場合、ペナルティーの対象となる。

2. 肖像権

KAZE 耐久におけるライダー、レース艇などの肖像権は、主催者に帰属する。

3. 競技種目

規定された時間内に定められたコースを周回し、周回数の多さを競う競技とする。

4. 競技参加について

4-1 参加資格

以下の項目全てに該当しなければならない。

- ① スポーツマンとしての誇りを持ち、競技規則を遵守する善良なる市民。
- ② 競技へ参加を希望する個人。
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」と言う）に属していないもの。

但し、主催者はいかなる法人・団体及び個人に対し、参加を拒絶する権利を有する。

4-2 競技への参加

競技への参加希望者は、大会要項に従って所定の方式で参加申込をした上で、参加費を支払うこと。

参加希望者が未成年の場合は、保護者の承認捺印と署名を別途提出する必要がある。

参加申込(各種所定の方式)が受理され、参加費用の支払いが確認されると参加資格を有する。

各競技の要項及び参加申し込み要領は、カワサキモーターズジャパンのホームページ及び KAZE 情報誌などの案内をもって告知される。

4-3 競技参加者の責任

競技への参加者は、各自の危険負担で競技に参加することを選択したものであり、競技中及び競技会場への往復の途上において発生した事故に対する責任を主催者に一切追及することはできない。

また、競技役員及びオフィシャルは、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員、及びオフィシャルの行為に起因して、競技参加者、チームクルー及び競技艇に損害が発生した場合でも、競技役員、オフィシャル、並びに大会主催者は一切の責任を負わない。

4-4 保険への加入

競技参加艇、及び競技参加者に対し、保険の加入を義務付けることはしないが、競技に関係の無い第3者への賠償責任保険と、競技中も有効な搭乗者傷害保険へ加入する事を強く推奨する。

4-5 参加費

参加費は主催者によって規定される。

エントリー締め切り後の参加費及びその他の料金の返却は行わない。ただし、その競技が中止、または変更された場合、例外的に主催者の権限、裁量によって参加費が返却される場合がある。

4-6 参加者の遵守事項

競技参加者は次の事項を守らなければならない。

- ① 競技開催期間中は、競技規則に従って行動し、全ての行動に対して責任を持たなければならない。
- ② 常にスポーツマンとしての態度を保ち、虚偽の申請をしない事や暴言を吐いてはならない。
- ③ オフィシャルの指示に従わなければならない。
- ④ アルコール又は薬物の影響が認められると、オフィシャルが判断したライダーは、レースへの出場を禁止する。
- ⑤ 喫煙している状態で、競技会場を歩き回ってはならない。喫煙はチームテント(火災への対策が行われていること)及び、会場内で定められた場所で行うこと。
- ⑥ 参加者だけでなく、チームクルーについても、いかなる場合であっても刺青(ファッションタトゥーも含む)を露出してはならない。
- ⑦ 全ての競技において、水上で負傷した参加者や走行不能の参加艇を発見した場合、最寄りのオフィシャルにその位置と状況を報告する義務がある。また、急を要すると思える時は、他の参加者と協力してレスキューすること。
- ⑧ 負傷した参加者は有資格の医療関係者及びオフィシャルにより、参加者自身及び他の参加者に対しても危険でないと判断されない限り競技に復帰することはできない。
- ⑨ 全ての競技参加者は、ライダースミーティングに出席すること。このミーティングは、レースディレクターまたはレースディレクターによって指名されたオフィシャルによって行われる。点呼などによって、ミーティングでの参加者の確認及び出席の確認のチェックがなされる場合もある。このミーティングに欠席または遅刻した参加者は、ペナルティーの対象となる場合もある。

- ⑩ 全ての競技参加者は以下のものを搭載して走行しなければならない。
- ジェットスキーを操船するために有効な免許証(小型船舶操縦免許証)
 - 小型船舶検査証書
 - 小型船舶検査手帳
 - 小型船舶用信号紅炎もしくは JCI が認めた同等物
 - ロープ
 - 笛

4-7 参加者の備品・装備

備品

競技当日に不備があると、競技への出場が出来ません。

- ① 4-6 ⑩の搭載物
- ② 小型船舶検査済票(中間検査済票を含む)、都道府県名の表示及び、年票の艇体への貼付
- ③ ヘルメット(4-8参照)
- ④ ゼッケンナンバーの表示(4-9参照)
- ⑤ ライフジャケット(4-10参照)
- ⑥ 競技参加に有効なウェア(4-11参照)
- ⑦ 消火器(4-12参照)
- ⑧ その他大会実施要項に記載されているもの。

4-8 ヘルメット

- ① 競技期間中、乗艇する参加者は必ず着用すること。
- ② JIS-T8133-2000 規格(125cc以下用の規定は除く)、JIS-T8133 2種 規格以上、SNELL 規格 M95,M2000 以上いずれかの規格以上のものとする。
- ③ チンガード付きとし、フルフェイスタイプは禁止する。
- ④ 撮影用のカメラをヘルメットに取り付けてもよいが、容易に脱落しない方法にて装着する事。
- ⑤ 危険を及ぼす突起物の取り付けは禁止する。

4-9 ゼッケンナンバーの表示

競技参加艇には、定められたゼッケンナンバーを貼付すること。

ゼッケンナンバーが確認しにくい場合、表示位置の変更を求める場合がある。参加者は変更を求められた場合、それに従わなければならない。

4-10 ライフジャケット

- ① ジェットスキーに乗船する際は必ず着用すること。
- ② 日本小型船舶機構(JCI)が認めたものでなければならない。但し、膨張式または脱げやすいものは禁止する。

4-11 競技参加に有効なウェア

- ① 競技中は、全身を覆う衣類(厚手の布目の詰まった生地で、体にフィットするもの)を着用すること。
- ② グローブ及び靴を着用すること。
- ③ ガラス製ゴーグルの使用は禁止する。
- ④ 堅牢な脊椎パッド、及びその他のプロテクターの装着を強く推奨する。
- ⑤ レースディレクターにより危険なものを着用もしくは装着していると判断された場合は参加を認めない。
- ⑥ 競技において参加者が使用する法定備品及びプロテクターが前述の条件を満たしていても、体に合っていない、老朽化して適格でないと判断された場合、レースディレクターは、これらの使用を禁止する権限を有する。

4-12 消火器

競技に参加する各チームは、最低 1 個以上の ABC 式化学消火器 3 型以上のものをチームテント内の手の届く範囲に常備すること。

5. 競技

5-1

スタート

スタート位置の選定方法は、抽選によって決める。会場によっては、抽選によらない方法で決定する事もある。

スタート方法は原則陸上スタートとするが、海象その他の条件により、スタートの方法を変更する場合がある。変更する場合は、ライダーズミーティングによる説明を最終決定とする。

陸上スタート

陸上に整列した参加者は、スタート合図により、水辺に置かれた艇に駆け寄り、エンジンを始動しスタートする。陸上に整列する際は、参加艇のテザーコードを持って整列すること。

陸上に整列するのは、第 1 走者でなくとも構わない(以下「代走者」と呼ぶ)が、代走者は参加艇のテザーコードをバトン代わりとすること。

スタート合図が出る前のフライングについては、1 周減のペナルティーを与える。

5-2

スタート時の走行

スタート後、最初のブイに到達するまでに急激な進路変更をして他の参加艇に危険を及ぼす行為をしてはならない。

5-3

走行に関するルール

練習走行

コースの確認、及びウォーミングアップを目的とし、以下の事項を守ること。

- ① フラッグによる指示を確認し、その指示に従う義務がある。
- ② 通常、予想できない地点での不必要な急減速をしないこと。
- ③ いかなる場合も、逆方向への走行をしてはならない。
- ④ 他の参加者への妨害及び、急激で不必要な接近をしないこと。
- ⑤ 転倒、落水した場合、後続艇と接触したり、転倒させる等の事故を防止すること。
- ⑥ コースマーシャルによる先導が入る場合、先導艇を追い越してはならない。

⑦ 全ての参加者は、他艇の走行状況に応じた走行を行うこと。

他艇の逆走、接触、転倒、落水などの事例が発生することを予想し、常に2次災害を回避する余裕をもつこと。

5-4 危険走行

① 他の参加者への無謀で危険な操船、意図的なブロッキング(妨害)、バンピング(ぶつかり)、クラウディング(押し込み)、チョッピング(波立て)は、レースディレクターの判断により、ペナルティーが科せられる。

② 競技中に逆方向に走ってはならない。スピンアウトした参加者は他の参加艇の進路を妨害しない状況にある時のみ、走行に復帰することが出来る。正常に走行している他の参加者を妨害するような方法で競技に復帰することは絶対に行ってはならない。

5-5 オブストラクション(障害)

レースディレクター、コースマーシャル等が、競技水域内で停止した参加艇が競技進行の障害となり、危険と判断した場合、当該参加者の意思に関係無く移動させることがある。この場合、参加者は移動点から競技に復帰すること。

5-6 パッシング(追い越し)

参加者は、常に背後から近づく他の参加者の追い越しに注意しなければならない。追い越される参加者がブイの回航姿勢に入った場合、オーバーテイキング(追い越し)をする参加者は、前艇のアウト側から追い越さなければならない。また、追い越される参加者に急激な進路変更をさせたり、接触してはならない。

5-7 参加者と参加艇

参加者と参加艇は、フィニッシュすることが一つの目的であると共に、参加者は、理性にかなった操船をしなければならない。参加者と艇が離れ、危険を及ぼす場合、ペナルティーを科すことがある。

競技中に生じた参加艇と備品の損傷は、それを理由にペナルティーを与えられることはない。但し、スロットル及び、ステアリング機能が停止し、本人及び他の参加者に危険を及ぼすような損傷を受けた場合は、競技を続行してはならない。

5-8 転倒・落水

自分が転倒または落水した場合、後続艇にひかれたり、あるいは後続艇を転倒落水させる等の、事故の増大を防止しなければならない。

後続艇が接近する可能性のある時は、直ぐに水面を移動せず、その場所にてヘルメットのチンガード部分を引き、約10秒間水中にて危険回避することが望ましい。

また、他の参加者に対し、可能な限り知らせる努力をしなければならない。

① 負傷していない旨の合図(レスキュー不要の合図)

スピンアウトして、落水または立ち往生している参加者は、レスキューが不要の場合、手のひらを閉じた片手を頭上に差し上げること。競技に復帰する際には、近くに接近している他の参加者に道を譲って、安全且つ十分な注意を払わなければならない。

② レスキュー必要の合図

レスキューを必要としている参加者は、オフィシャルが確認するまで手のひらを開いた片手、または両手を頭上で振り続けること。合図のない落水者はレスキューが必要と判断し、レスキュー活動をする。

5-9

マーカーブイ

全ての参加者は、コースに設置されたマーカーブイの周囲を安全に回らなければならない。マーカーブイの完全なマーキング(回航)とは艇のノーズが、明確にマーカーブイの周囲を回っていることを言う。

5-10

ミスブイ・ミスコース

- ① ミスブイした場合、回り直すことは出来ない。
- ② マーカーブイの上を通過した参加者は、そのブイがどちら側に浮上してもミスブイと判断される。(オンブイ)
- ③ 設置されたマーカーブイの通過順路を逸脱し、コースをショートカットした場合、ミスコースと判断し、ペナルティを与える。
- ④ ミスブイのペナルティは、1 ミスブイ 1 周減とする。

5-11

フラッグルール

■イエローフラッグ・コースマーシャル

- ① 設置された通過順路に危険があることを示す。このフラッグが提示されたら、減速して安全な方法で競技を続けても良いが、注意を怠らず危険物に注意を向けていなければならない。
- ② このフラッグが提示されている区間では、先行している参加者を追い越してはならない。
- ③ コースマーシャルは、存在自体がこのフラッグと同じ意味を持つ。設置されている通過順路上にコースマーシャルがいる場合、参加者は必ず危険を回避できる速度へ減速し、安全にその現場を通過しなければならない。
- ④ これらに違反のあった参加者には、コース 1 周減またはそれ以上のペナルティが科せられる。

■レッドフラッグ

直ちに競技を中止することを示す。このフラッグはレースディレクターまたは、オフィシャルによって、競技を続行するには安全でないと思なされた時に使用される。参加者は最大限の注意を払って、陸岸へ戻らなければならない。

■ブラックフラッグ

レースディレクターの指示により、このフラッグを提示された参加者は速やかに競技水面より離れ、レースディレクターのもとに出頭しなければならない。このフラッグを受けた参加者は、レースディレクターの裁量でペナルティが科せられる。

■チェッカーフラッグ

競技の終了を示している。参加者がこのフラッグを通過するとき、競技を完走したことを示している。

■フラッグによる指示を無視した場合、レースディレクターの裁量によりペナルティが科せられる。

5-12

競技会場での注意事項

- ① チューンアップ(エンジン調整)は指定されたエリアで行うこと。
- ② 電動機付き乗り物(ハギー・ミニバイク・モーターサイクル等)は、原則として使用してはならない。但し、会場によっては艇の搬出入の為に認める場合もある。
- ③ 消火器
各参加者は、チーム単位で最低1個以上のABC式化学消火器3型以上のものをピットエリア内の手の届く範囲に常備すること。また、消火器は製造会社指定の対応年数期間内の物であること。これに違反する場合、テントの撤去を命じることがある。
- ④ 燃料容器
消防法(危険物の規制に関する規則)で定める運搬容器の基準に適合していなければならない。容器は火気から離れた、直射日光の当たらない所に保管すること。
- ⑤ 給油
ガソリン及びオイルの給油は、陸上で注意深く行い、必ず大会受付時に配布されるオイル吸着紙等を使用すること。水面及びビーチに油をこぼす事を固く禁止する。競技中のガソリンの給油については、運搬容器(上記燃料容器の基準に適合していること)からの直接給油に限ることとし、クイックチャージャーや手回し式ハンドポンプなどの使用はこれを禁止する。
燃料容器、給油中の艇の近くでの火気は厳禁とする。テント内で喫煙する場合、火災への対策を行うこと。対策が行われていない場合、当該エリアでの喫煙は認めない。

6. ペナルティー

6-1

競技期間中の違反行為

競技期間中に競技規則に違反した参加者は、その違反の程度に応じて懲戒処分を受けられることがある。

参加者は次の行為もルール違反として懲戒の対象となる。

- ① オフィシャルの指示を拒否する態度を取った場合。
- ② オフィシャルへの不誠実なプロテスト(抗議)を行った場合。
- ③ オフィシャルへの暴言、暴力行為を行った場合。
- ④ 競技期間内に会場においてアルコール性飲料及び薬物の摂取をした場合。

6-2

懲戒の種類

- ① 競技の各項に示されたペナルティー(周回減など)
- ② 失格
(各行政の定めたルールに準拠していない等の場合。チームを構成する参加者個人の場合もあれば、チーム全員が該当する場合もある。)

7. 用語

本規則上で純正品、メーカー純正品、社外品とは次のものを言う。

■純正品

同一機種内のパーツカタログに記載されているもの。

■メーカー純正品

川崎重工業株式会社が製作したJETSKI用パーツカタログに記載されているもの。

■社外品

上記以外のもので、且つメーカー純正品と同等以上の機能・強度及び安全性を有するもの。

■加工

当該部品に手を加える事を言う。

■交換

一切の加工をせず、ボルトオン及び接着にて取り付けることを言う。

■改造

当該部品の加工、追加、社外品への交換、社外品交換時の加工の事を言う。

■修理

当該部品に対し、現状復帰を目的とした加工の事を言う。

第2章 艇体規則

エンジン本体

下記については、純正のままとし、一切の加工、改造は許可されない。但し、一切の加工、改造なしに取り付けが可能な互換性があるメーカー純正品については、交換が認められる。

- ①スーパーチャージャーユニット
- ②ヒートエクスチェンジャーアッセンブリー(インタークーラー)
- ③ボア及びストローク。

下記の部品は純正品を使用しなければならない。研磨等による純正品の加工は認められる。

- ①シリンダ
- ②クランクケース
- ③シリンダヘッドアッセンブリー
- ④クランクシャフトアッセンブリー

下記の部品は社外品への交換を含めた改造が認められる。

- ①ピストン(リング、ベアリング、ピン、サークリップを含む)
- ②オイルパン
- ③オイルポンプ
- ④ヘッドカバー、エンジンカバー
- ⑤コネクティングロッドアッセンブリー
- ⑥カムシャフトコンプ、テンショナーアッセンブリー、カムチェーン
- ⑦バルブ、シム、スプリング、シート、リテーナ、コレット、タペット。

吸気系統

下記の部品は、社外品への交換を含めた改造が認められる。

- ①インテークマニホールド
- ②インジェクタ
- ③スロットルボディ
- ④エアクリーナ(但し、内部に純正同等のフレームアレスタを装備しなくてはならない)
- ⑤オイルキャッチタンク(但し、容量は 1,500cc以上のものとする)

ブローバイシステムは、クローズドとし、配管レイアウトは変更してはならない。

燃料系統

下記の部品は純正のままとし、一切の加工、改造は許可されない。

- ①燃料タンク

下記の部品は社外品への交換を含めた改造が認められる。

- ①燃料ライン(但し、圧力がかかる燃料ラインにおいては、圧力が上昇しても抜けない構造とすること)

燃料システムはクローズドとする。常時どの様な角度となっても外に漏出しない構造でなくてはならない。

燃料フィルターを追加しても良い。

リリーフバルブはメーカー純正品に限り追加しても良いが、配管レイアウトの変更をしてはならない。

排気系統

下記の部品は純正のままとし、一切の加工、改造は許可されない。

- ①ウォーターボックス

下記の部品は社外品への交換を含めた改造が認められる。

- ①エキゾーストマニホールド
- ②エキゾーストチューブ
- ③エキゾーストパイプ